

同志社大学政法会滋賀支部会則

(名 称)

第1条 本会は、同志社大学政法会滋賀支部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会事務所の所在地は、本会支部長の自宅住所地とする。

(目 的)

第3条 本会は、同志社大学政法会支部規則にもとづき、支部会員相互の親睦と啓発をはかり、本部の事業に協力し、同志社大学法学部および大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部会員の相互の親睦と啓発をはかる事業
- (2) 本部の行う事業に対する協力
- (3) 支部会員名簿の整備
- (4) 本部および他の支部との連絡・調整
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員資格)

第5条 本会の会員は、同志社大学政法会会員であって、原則として滋賀県に住所または職場を有する者、または有していた者でもって構成する（以下「支部会員」という。）。支部会員は支部総会に出席して意見を述べ、決議に参加することができる。

(会 費)

第6条 支部会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。会費は一人年間2,000円とし、原則郵便振替により納入するものとする。ただし、総会出席者は総会の場で納入することができる。

(役 員)

第7条 本会は次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以上5名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 支部委員 8名以上15名以内
- (6) 監事 2名

(役員の選任)

第8条 支部長、支部委員および監事は、支部総会において支部会員の中から選出する。

2. 副支部長、事務局長および会計は、支部委員の中から支部長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 支部長は、支部の会務を統轄し本会を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。

3. 事務局長は、本会の事務を統括する。

4. 会計は、本会の会計を処理し、当支部郵便振替口座の代表としてこれを管理する。

5. 支部委員は、支部委員会を構成し、本会の目的達成に努める。

6. 監事は、本会の収支および財政の状況を監査し、総会に報告するほか、必要に応じ支部委員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で選任された役員の任期は、残任期の終了までとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を若干名置くことができる。顧問は、支部委員会の推薦にもとづき、支部長が委嘱する。

2. 顧問は、本会の活動に関して支部長の諮問に応じ、必要な時は支部委員会に出席して意見を述べることができる。

(支部総会)

第12条 支部総会は、定時支部総会および臨時支部総会とする。

2. 定時支部総会は、毎年、第14条に定める会計年度末から3ヵ月以内に開催する。

3. 臨時支部総会は、支部長もしくは支部委員会が必要と認めたときに開催する。

4. 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。

5. 支部総会を招集するには、開催日の2週間前までに支部会員に対して、会議の日時、場所および目的の通知を発しなければならない。

6. 支部総会は、事業計画、予算、事業報告、収支決算、および支部委員会において必要と認めた事項を審議し、決議する。

7. 支部総会の決議は、出席支部会員の過半数をもって決する。

(支部委員会)

第13条 支部委員会は、支部長、副支部長、事務局長、会計および支部委員をもって構成する。

2. 支部委員会は、支部長が招集し、議長は支部長または支部長の指名した者がこれにあたる

3. 支部委員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支決算に関する事項、およびその他重要な事項を審議し議決する。

4. 支部委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(経費)

第15条 本会の業務遂行に要する費用は、会費、支部総会の都度徴収する支部総会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(本部への報告事項)

第16条 支部長は、次の事項に対して政法会本部に報告しなければならない。

- (1) 支部総会の概要
- (2) 役員の異動（その都度遺漏なく）
- (3) 年度末現在の支部会員在籍数
- (4) 年次収支決算状況

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、支部委員会の議を経て、支部総会において議決する。

附則

1. 本会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して支部委員会が決定、処理する。
2. 本会則は、2007年9月2日から施行する。
3. 本会則は、2026年7月4日から改定する。